

第1 法定調書の提出期限等について

1 提出期限

この手引で示す法定調書は、**令和3年2月1日(月)**までに**所轄税務署長**に提出しなければなりません(給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、関係市区町村長となります。)

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」といいます。)を併せて提出してください。

2 提出方法

次のいずれかの方法により、法定調書を提出してください(詳しくは、2ページをご覧ください。)

- ① e-Tax
- ② 光ディスク等(CD・DVDなど)
- ③ 書面

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務について

法定調書の種類ごとに、**前々年**の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が、「**100枚以上**」になる方については、上記①e-Tax又は②光ディスク等(CD・DVDなど)による提出が義務化されます。

令和3年中に提出した法定調書の枚数が100枚以上の場合には、令和5年中は上記①又は②による提出が義務化されます。

3 参考

(1) 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について

提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の額を含めてください(消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判定しても差し支えありません。)

なお、支払金額の記載に当たっては、原則として、消費税等の額を含めて記載してください(消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。)

(2) 復興特別所得税の源泉徴収について

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、**所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください。**

(注)平成25年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

令和2年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

- 税制改正に伴い「給与所得の源泉徴収票」の様式が変更されています。
- e-Taxソフト(通常版)では、令和3年1月以降、新たにCSV形式による提出も可能となります(対象となる法定調書は、この手引に記載されている6種類の法定調書を除く、光ディスク等により提出可能な50種類の法定調書です。)
- ※ e-Taxソフト(WEB版)では、この手引に記載されている6種類の法定調書をCSV形式により提出ができます。

e-Taxによる提出について

e-Taxソフト（WEB版）での法定調書の作成・提出について

この手引に記載されている6種類の法定調書については、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）にて提供しているe-Taxソフト（WEB版）を利用して、帳票の作成及び提出をすることができます。

なお、この手引に記載されている6種類以外の法定調書を作成する場合には、e-Taxソフト（通常版）をご利用ください。

【e-Taxソフト（WEB版）で作成・提出できる法定調書】

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

※ e-Taxソフト（WEB版）における法定調書作成・提出の流れについては、38ページをご覧ください。

給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）のeLTAXでの一括作成・提出について

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。

地方税ポータルシステム(eLTAX)をご利用いただくことで、給与支払報告書の電子申告(eLTAX)用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申告(e-Tax)用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各市区町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

※ 詳しくは、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)又は国税庁ホームページをご覧ください。

光ディスク等（CD・DVDなど）による提出について

大量の法定調書を提出する場合には、1枚の光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することができます。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化（自己複号型）を行った上で提出することをお勧めいたします。

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です（e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方は、税務署への事前の申請は、必要ありません。）。

本店等一括提出制度について

支店等が当該支店等を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、e-Tax又は光ディスク等により、当該支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて提出（本店等一括提出）することができます。

なお、支店等が上記の本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して、承認申請書を提出することとなります。

詳細については、国税庁ホームページ「支払調書等の光ディスク等による提出申請及び本店等一括提出に係る申請手続」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100018.htm>)をご覧ください。